

第3章 商標における取組

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1)商標早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

商標早期審査・早期審理の概要



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

- 2022年の実績は、1-5-10図及び1-5-11図を参照。
- 2022年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均1.9か月。

(2)ファストトラック審査

対象案件について、出願から約6か月で最初の審査結果通知を行う審査運用。対象案件は機械的に抽出されるため、申請手続及び手数料は不要。なお、審査期間の短縮に伴い、2023年3月をもって本運用は休止。

ファストトラック審査



https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1)品質管理に関する取組

「商標審査に関する品質ポリシー」及び「商標審査の品質管理に関するマニュアル」の下、商標審査の質の維持・向上を図るための取組を実施。

商標審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshiu/shinsa/shohyo/index.html>

- 品質保証として、審査官同士の協議、管理職による決裁(通知書等のチェック)を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査(1-5-12図参照)を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2022年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

(2)商標審査基準等に関する取組

商標審査の的確性と予見性の向上を図るために、商標審査基準等の必要に応じた見直しを実施。

商標審査基準の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaiten/index.html>

- 法律改正等に対応して、商標審査基準を改訂。
- 審査における取扱いの明確化、及び、法律改正等に対応して、以下の内容で商標審査便覧を新設・改訂。
 - 商標権の回復要件が変更されたことへの対応。

商標審査便覧の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaiten/index.html>

- セントラルアタック後の再出願に係る取扱いの明確化、マドプロ規則等改正への対応、「WTO加盟国によって保護されているぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示リスト」の更新等。

(3)先行商標調査のための基盤整備

先行商標調査において、商標法に規定する不登録事由(商標法第4条第1項第11号等)に該当する可能性のある商標を漏れなく抽出することは、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要。

「AI×商標：イメージサーチコンペティション」の開催

https://www.jpo.go.jp/system/laws/seisaku/ai_action_plan/ai_action_plan-image.html



- 2019年から試験導入中の、AI技術を利用した先行図形商標検索システム(イメージサーチツール)の検索精度向上のため、2021年11月から2022年1月に、特許庁として初の試みである機械学習コンペティションを開催し、広く一般に予測モデルの開発を募集(「AI×商標：イメージサーチコンペティション」)。2023年4月時点で、上位入賞者の予測モデルをイメージサーチツールに搭載し、審査官への試行提供を開始。これの活用により商標審査の質の向上に寄与。

3. その他の取組

(1)地域団体商標制度

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、2006年4月に設立。「地域の名称」と「商品(サービス)名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能。

地域団体商標制度

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>



- 2023年3月末時点の登録状況は、1-5-13図及び1-5-14図を参照。